

「官吏公選」に関する一考察

柏原宏紀

はしがき

一 「官吏公選」の決定過程

二 「官吏公選」の実施

三 投票結果の分析
むすび

はしがき

明治二年五月一三日、新政府幹部の中で、輔相・議定・参与、各官知事・副知事などの「選挙」が行われた。いわゆる「官吏公選」である。この官吏公選は、膨れ上がった政府中枢を絞り込むなど、政治的变化をもたらしたこともあり、その意味について先行研究で言及されてきた。例えば、版籍奉還を強力に進めるための藩閥による政府強化策とされたり、公家・諸侯クラスを追いやり、岩倉具視議定・大久保利通参与ら一部の公家と参与が

名実ともに実権を握るための手段とされたり、また公選前に行政官機務取扱として主導権を握った後藤象二郎ら(2)を岩倉・大久保らが牽制し、東京政府の異常な状態を打破するためのものであるとされることもあった(3)。

しかし、史料制約から、官吏公選自体に焦点をあてて、その経緯や結果を詳しく分析、解明した研究は管見の限りないようである。大久保と岩倉が中心となって突如断行されたこと、選挙対象となった官職の最終的な任(4)官者とその票数などが明らかにされるのみで、どのような経緯で実施され、投票結果はどのようなものであったのか、そこから何が読み取れるか、などは十分には検討されてこなかったと言えよう。

判明している政治的結果よりすれば、混乱する維新の政局で一つの画期にあたる事象であることは間違いない、上述の諸点に焦点をあてて官吏公選を分析することは、当該期の政治過程を論じる上で一定の意義を有しよう。しかも、投票結果は、当時の政府幹部の意識や政治的スタンスを映し出しているとも考えられる。従って、このような研究は、草創期の新政府組織に関する実態解明という点からも意義深いと言えるだろう。

よって、本稿では若干の未紹介史料も用いつつ、この官吏公選について改めて検討を加える。具体的には、第一に公選実施までの経緯を確認し、第二に公選過程自体について解明し、第三に公選結果とその影響について考察する。もとより、本稿もまた史料的制約を免れないが、先行研究を参照しつつ、少しでも官吏公選の実態を解明することを目指すものである。

一 「官吏公選」の決定過程

慶応四年閏四月二一日に制定された「政体」では、三権分立を意識して議政官、行政官、刑法官が置かれ、併せて神祇・会計・軍務・外国各官などが創設された。同時に、「諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ヲ用フヘシ」と

の規定も盛り込まれた。⁽⁵⁾「諸官」がどの範囲を指すのかは明確でないが、少なくとも政府幹部クラスについては、任期を四年と定め、「公選入札」で次を選ぶことにしていたのである。「公選入札」の具体的な内容も不明であり、少くとも何らかの選挙によって政府幹部を決定することが明示された。三権分立と並んで理念先行の政治体制との評価を免れないだろうが、官吏公選の法的根拠はここにあった。

それまでの政治体制に比較すれば長く一年以上継続した政体書体制も、草創期の組織であることに変わりはないから、当初の規定通りの運用は難しく、実態に合わせて大きな変更も行われた。その最たるものが、兼任を禁じた「立法官」と「行法官」について、それを破る形で人事が実行され、九月一九日には当面議政官が廃止となり、議政官の議定・参与などが行政官に属して政治を行ったことである。その際、新たに議事制度について調査する組織を設けて、議事組織自体の設立を目指していくことも明示された。⁽⁷⁾明治二年三月には、山内豊信を総裁とする議事制度調査組織の立案による公議所が実際に開会され、⁽⁸⁾続けて議政官と行政官のあり方も見直されることになる。

東京再幸後の四月前半にその議論が政府幹部で行われた。議定の正親町三条実愛が、同月一四日に「過日來有衆評而昨日決議及伺定職制改革政体之事自今日変革有之」⁽⁹⁾と記すように、上述の議政官廃止措置に対して一三日付で「猶御改正迄従前政體書通可相心得旨更ニ被仰出候事」と示され、「政体」の規定通りに議政官と行政官は再分割された。新たな行政官では、輔相三条実美のもとで、⁽¹⁰⁾樞要な行政を担当する「行政官機務取扱」として、議定の岩倉、鍋島直正、東久世通禧、参与の後藤、板垣退助が任じられる。

四月一二日付佐々木高行宛後藤書簡に「今日は廟堂ニ於て、板垣同論段々可申出と存候て罷在候処、折節相公些御不快ニて御不参故、卻て幸の事と申合、議定御一統へ御會議奉願、又々兩人して先日の議論連々奉申上」とあるように、上記の改革は三条輔相病欠の中で、後藤と板垣が議定らに「切迫ニ申出」て強引に説き伏せ、一三

日朝に三條に決断を迫った結果のようである。⁽¹¹⁾「先日の議論」との表現からは、この改革が板垣や佐々木などでそれまでに議論され、政府内の在東京土佐勢力の主導で実行に移されたことが明らかとなろう。⁽¹²⁾

広沢真臣参与は一三日の日記に「行政議官行形にして相立候段御決議之事」と記し、⁽¹³⁾性急に決定がなされたことが明確になる。正親町三條も「於所存雖不甘衆議決定之間不申異議」と言及し、⁽¹⁴⁾この決定後に東京に到着した松平春嶽議定は、四月二十七日付中御門経之宛書簡で「徳大卿も存意被述岩卿大久保木戸等参り候迄ハ先此儘ニ被成置追て大基礎被相立候節大變革被成可然夫迄之所此儘御居置候方宜クと丁寧陳啓中々通り不申」と報じており、決定段階で、徳大寺実則議定が岩倉、大久保、木戸の不在中に、このような変革を行うのは好ましくないと述べたにもかかわらず、後藤らに押し切られ「歎息」する有様であった。⁽¹⁵⁾同日付の鷹司輔熙宛池田慶徳書翰でも、「議行御政体」の「変換」について「同職中も不満足之輩不少官中之居合者至而不宜」と見え、上述の松平も「不伏」であり、二四日に東京に着いた岩倉は「愕然」とし、徳大寺、蜂須賀茂韶、鍋島各議定も「甚不納得」だったとされる。⁽¹⁶⁾

後藤や板垣ら行政官機務取扱参与はさらに暴走した。上述の鷹司宛池田書簡には「乍極秘山内東久後藤三与板垣三与之四人にて機務ヲ握り余之議参は実ニ有名無実此先如何相成候哉岩徳両卿も余程苦痛之様子ニ御座候」ともある。東久世議定と後藤板垣両参与が権力を握り、その他議定参与は「有名無実」の存在と化し、池田は、後藤らの背後に山内議定がいると見ていた。一連の政治改革を土佐勢力による政権奪取と捉えたのだろう。後藤板垣による行政での権力奪取に加え、山内も形の上では議事制度取調責任者として公議所設立に関わり、刑法官では同藩士の神山郡廉が副知事に就くなど、三権を土佐勢力が握ろうとする状況になっていたようである。

それを象徴するように池田慶徳の処分問題が持ち上がる。「暴徒御処置」に際し機密を漏洩したと嫌疑をかけられた池田は、四月一七日に弁事と監察の取調べを受け、すぐに議定の辞表を提出し、翌日には神山が池田のもの

とに派遣された。二〇日に政府内で処分が評議され、刑法官は池田の議定免職と謹慎七日などの処分案を提示し、松平も「後象杯論弁終ニ議定ヲ免シ謹慎カヨロシクト輔公ニ迫ル」と言及するよう⁽¹⁷⁾に、この厳しい処分案での決定を後藤らは強く求めた。⁽¹⁸⁾この処分案は刑法官の神山らが打ち出したものであったから、⁽¹⁹⁾まさに土佐勢力が強権を發動していたと言えよう。松平によれば、行政官機務取扱議定の鍋島が「ヤツト岩卿之東著迄トイヒテ」処分を保留に持ち込みこの場を收拾したが、「徳正三阿州鍋小子一同不腹何分池黄門ヲ救候覚悟」と、⁽²⁰⁾松平以下、徳大寺、正親町三条、蜂須賀、鍋島の各議定が結束して池田を救おうと動き始めた。公家・諸侯クラスの議定は、後藤らの政体改革強行を結局容認したように、直接的な権力闘争に弱い部分もあったが、一時的にそれが反転しそうな勢いとなったのは、実務を掌握する参与クラス全体に不都合な展開でもあったろう。

このような後藤らの暴走に対して、四月二四日に東京に着いた大久保は、二六日付岩倉宛書簡で「当地ノ形情篤与承候処実ニあきれる事而已多ク」と述べて、軽蔑の眼差しを向けた。続けて「御着輦後政体を変改せられ人物を進止せられ如何之御趣意とも不奉伺候得共如此ノ御大事草卒にして可被改モノカ人ノ登庸ニ就而も甚可輕者も有之錯雜妄動ノ極ト言ヘシ」と、同月中頃の政体改革と人事を強い調子で批判している。⁽²¹⁾そして、二九日に大久保は自身を訪れた岩倉について「御英断を以進退等も被遊候而大御変革不被為在候而者被遊様無之別而御憤発」と記して、⁽²²⁾その姿勢に「欣躍」している。⁽²³⁾

「英断」によって「進退」を行う以上、何らかの人事が想定されており、具体的にいつから公選案が出てきたかは明らかにできないが、この延長上で「公選入札」も浮上してきたのであろう。大久保は五月二日に、大原重徳の議定就任について「慨歎ニ堪エサル次第」と記すなど、⁽²⁴⁾ますます人事刷新を求める環境になっていた。五日には「廟堂両立之姿」を懸念する東久世議定が大久保を訪れ、その意向を尋ねる状況であり、政府内は分裂状況にあった。改革が急務の段階となり、岩倉も「断然変革不致而者中々六ヶ舗ト誠ニ御憤発」との姿勢を継続させ

ていた。⁽²⁵⁾このとき版籍奉還に向けた議論も進んでおり、この「変革」が公選か版籍奉還か明確でない部分もあるが、両方の改革が進もうとしていたとも言えるだろう。

官吏公選が直接的に史料上に登場するのは、五月一日の大久保の日記における「二字副島子江差越岩倉家参殿公撰之事十分言上御心得有之則明日参朝一同議ニ懸ル筈也」との一節である。一〇日段階で大久保は、東京に前日到着した副島と相談して「見込」について「同意」を得て「明日岩公江同道参殿」を約束している。この段階では公選実施の方針は固まっていた。同月二日にも大久保は「岩倉卿江参殿云々一条申御示談」と記し、その後断続的に岩倉と「云々」の議論をしていたので、⁽²⁶⁾五月初旬には岩倉と公選方針を確認していた可能性もある。確かに、五月一日午前中に正親町三条と三条輔相の相談中に岩倉が来訪し、「大二果断」に「自明日可施条々」を述べ、両者の同意を得ており、続けて中山忠能議定も同様の件で正親町三条へ来談しており、同日午後の大久保たちとの合意前から、岩倉も公選案を持ち合わせ、既に一部に広がっていたのだろう。或いは公家議定に根回ししていたのかもしれない。

いずれにせよ、岩倉・大久保の公選計画は、五月上旬にはある程度の合意が形成され、評議日の数日前から彼らに近い勢力に対して情報共有がなされ、理解を得ていたと推論するのが説得的だろう。それでは、岩倉や大久保は公選をどのように考えていたのだろうか。大久保の建白書から検討してみよう。⁽²⁸⁾

まず大久保は、「入札挙用」について「一堂ニ於テ与奪之権無之ニ相当リ是迄も被為行候義二者無之」として、政府中枢に「与奪之権」がなく、本来は選挙結果に政府が直接力を及ぼせないことを指摘し、だからこそこれまでそのようなことがなされて来なかったと述べる。大久保は政府中枢でも（票数などの）公選結果自体は動かさないと認識していた。しかし「昨年更始以来替補屢変迂致シ人情ニ於而モ不安場も有之……諸官多少之人員都テ百事之運用果敢取不申義も有之哉ニ而畢竟任用其宜キヲ不得ニ出候」と、政府幹部の折り合いが悪く、成果も上

がらない中で、それが人事の問題に起因すると理解されるようになり、「叡慮ニ於テも種々 思召被為煩」という状況となったとする。結果として「入札銓衡」が試みられることになり、これは「一旦入札」により「活澆之庸議」をもたらそうとする。「御趣意」によるとした。また、「挙用入札」は「此度限り」であることも「御趣意」として確認している。大久保はこの「御趣意」を「奉戴」するよう「御沙汰」することを求めたが、実際の公選詔書にこのようなことは書かれておらず、どこまで天皇の意向が反映されているかはわからない。大久保は天皇の権威を裏付けとして、自身の意見を展開したのだろう。

公選後に内廷知事を打診された中御門経之は、公選での「落札」を理由に断り、その後の官職就任も拒否しようとしたのに対し、岩倉は「過日之入札ハ誠ニ止ヲ不得より一時被行候事ニて全心ニ掛ケ候様之事ニてハ無之」と返答している。⁽³⁰⁾ 岩倉はより露骨に一時の状況打破の手段としてしか公選を捉えていなかったことが判明するが、一時的な政府活性化策と見る大久保意見と通底していたことは間違いない。

なお、上記の大久保建議は公選と天皇の権限についても言及している。「寡札」であっても、その人物の「是迄之勤勞実効」が評価されていないわけではなく、「多札」でもその結果だけにこだわって人事が決められるわけでもないとして、最終的には「取捨採択」は「宸断」によると明記される。場合によって、選挙結果を取捨選択しながら決定する天皇の存在が意識されているのである。当時の天皇がそのような判断を下すとは想定しにくく、これは最終的に政府中枢に限定的ながら「与奪之権」を確保する論理であったかもしれないが、少くとも大久保が慎重に公選実施に臨んでいたことは明らかであろう。

そして、一二日に公選をめぐる評議が行われ、大久保は日記に「一応同僚中及評議一同無異条尚又輔相議定江議ス皆無異論暮六時退出」と淡々と書き留めた。⁽³¹⁾ 大久保の狙いは、公選実施の決定であり、「一応」との表現からすれば、既に「同僚」参与には根回し済みだったのだろう。前日の後藤・板垣宛大久保書簡には、「明十二日

遮而御相談申上度事件有之乍御苦勞第七字ヨリ御參 朝被成下候様奉願候」とあり、この相談内容は後藤らにもある程度想像がつくものだった可能性が高い。⁽³³⁾ 諸官の選挙自体は実施時期が異なるものの「政体」で定められており、反論し難かったろうし、議定の人数を減らすことを強調すれば参与の理解は得やすかったろう。そのように考えれば、入札で選出される人数も重要となる。これも大久保や同僚参与の間では前もって決められていたのだろう。確かに同日の評議に参加した広沢の日記でも「一輔相議定参与六官知事副同共更に公選之法を以て御精選人少に被仰付候段御決議之事」と、「人少」が特記されるものの簡潔に記されるのみであった。⁽³⁴⁾

一方、正親町三条は同日の日記に「政府体裁混淆百事不举」との理由で「改正」の「衆議」があり、「度々長議」を経て、先に「明日三等官以上入札公撰」と「政体少々改革」が決定して「日没退出」したと記す。⁽³⁵⁾ 同日に公選の詔書と共に、上下議局を設置して議政官を廃止することなどが発表されており、その議論もあつただろうが、「度々長議」の内容は、少し後の五月二〇日付で一連の状況を京都の中御門に報じた松平春嶽書簡からも少し判明する。⁽³⁷⁾ すなわち、一二日にはまず岩倉は「職制」より「皇国之大基礎」を立てる議論の方が重要と述べ、東京に呼び寄せた諸侯たちにこれを「下問」するべく、⁽³⁹⁾ 三条輔相、岩倉、鍋島議定と参与でその取調べを行うことを提案し、一同の同意を得る。取調べ後に輔相、議定、参与で評議が再開されたが、今度は岩倉の見込みと異なり、三条が職制改革を進めようとして評議が混乱し、議定は「散乱」してよいことになった。再び三条、岩倉、参与で相談し、職制は改めて変更することとして、輔相一名、議定四名、参与六名と定め「公撰之入札」を行うことに決まる。この時には議政官廃止も決定内容に含まれていただろうが、松平は「議政官は十二日か被廃申候」と認識が曖昧で、まさに「小生抔此地ニおり候てすら十二八九分り兼申候」という状況であった。

この展開から明らかなのは、第一に、大久保がまず公選実現を目指したのに対し、岩倉は公選を含めたより大きな改革を考え、改革構想にズレがあつたことである。だからこそ、この日の評議について、大久保や広沢は

特別な感想を記さない一方、岩倉と相談した正親町三条は「政体少々改革可有之議決此間之儀度々長議僅決而伺定⁴⁰了」と書き留めたのだろう。しかも、改革構想をめぐり三条と岩倉でも力点の置き方に差があり、結果的に同日は公選以外がほとんど決まらずに公選が突出して決定されたのである。第二に、評議で三条・岩倉以外の公家・諸侯が蚊帳の外に置かれていたことも明確になった。彼らは重要局面で席を外し、最終決定を伝達されるのみで、議定数を大幅に減じる決定にも従うばかりであった。凡そ権力闘争をしようという気概はなく、その意味で公選の目的の一つとして、彼らを重要官職から追うことは指摘できるとしても、それは多分に名目的であって、他にも目的があったとする方が説得的である。上述の経緯も踏まえれば、政府内の権力を強引に奪取した後藤ら土佐系の力を、彼らが重視する「公議」の論理を用いて削ぐという目的だったのではないか。

二 「官吏公選」の実施

五月一三日、公選は実施された。神山刑法官副知事は、一二日に「今夜一字過刑官宿直ヨリ官廻之御布告来明十三日朝八字ヨリ三等官以上正服ニテ参朝候様御沙汰也」と記しており、相当に急な通知であったのだろう。神山は病気で欠席するが、彼の日記を見る限り土佐系で事前に対策が立てられた気配はない。⁴¹伊達宗城外国官知事も一二日に「夜分東久来臨明日公撰ニ付是非々々出頭可申旨」と記しており、やはり急な決定結果が夜に伝えられたことが明らかになる。多くの関係者にとって公選に対策を講じる時間的余裕はなかっただろう。

公選の具体的進め方は、輔相一人・議定四人・六官知事各一人・内廷職知事一人を「公卿諸侯」の中から、参与六人・六官副知事各一人を「貴賤ニ拘ハラス」選出し、三等官以上に選挙権が認められ、彼らが一同に会して投票することとされた。一三日は輔相、議定、参与を、翌日に残りを公選することとして、当日は各自が「正

服」で着座し、弁官が詔書を読み上げた後に「入札箱」を設置し、投票が始められることになっていった。⁽⁴²⁾

しかし、一三日の投票直前に「佐々木渡辺昇大村益次郎中井幸藏鮫島誠藏等」から「入札ハ却テ不可然」などと公選に対して批判の声が上がる。⁽⁴³⁾ 佐々木刑法官判事も「親敷見聞セル」情報として「入札ノ義ニ付、大村益次郎異議ヲ申立テ、行政官ヲ投票ノ不可ヲ論ズ、甚タ尤ナリ、然レトモ既ニ其期ニ臨ミタル故ニ、此度限リト輔相ヨリ申聞ケテ済ミタリ、尤モ大村ハ投票セズ」と明記する。また、土方久元の情報として「容堂公ニモ御異論ニテ、勅任官ヲ公撰トハ以ノ外ナルコトナリトテ御議論アリシモ、既ニ御決定ニテ、御採用ナカリシカバ、容堂公大不平ニテ、其ノ儘席ヲ蹶立テ、退出相成リタル由」とも記している。議定、副知事、判事クラスまで反対が出て、山内や大村は棄権したようであるが、三条が「此度限り」と述べて、結局公選は実施された。⁽⁴⁴⁾

大広間には「上段」に明治天皇の「御座」が、「下段」には輔相・議定・参与投票用の「机硯入札箱三ツ」が設けられた。「三之間西面北上」に着座した二等官と、「同所掾坐敷」に着座した三等官は、弁事坊城俊政が詔書を読み上げた後、⁽⁴⁵⁾ 三条輔相から順番に進み出て、「兼て設置アリ」という名札に、「見込之人物」を書いて箱に投じ席に戻った。⁽⁴⁷⁾ このとき各投票者は輔相、議定、参与の投票毎に何度も席と箱とを往復したのではなく、一回にまとめて、それぞれの定員数内で「見込之人物」を記入した名札を三つの箱に分けて投じたのだろう。全員が投票し「再著座」したところで、明治天皇が出御した。⁽⁴⁸⁾ すぐに参与が進み出て、⁽⁴⁹⁾ 輔相の投票箱を「御前江持出」して開け、⁽⁵⁰⁾ 名札を取り出して史官へ渡し、⁽⁵¹⁾ 史官は投票数を筆記して坊城に差し出し、坊城はそれを天皇へ奏聞し、⁽⁵²⁾ 天皇は「入御」した。選出された三条は早速に小御所に呼ばれ、天皇から「勅命」で改めて輔相に任じられた。そして、三条輔相が大広間に戻り、議定と参与の投票箱を開札することになって、「一統下宿」となった。⁽⁵³⁾ 正親町三条も「議参開札可有之也然而御用無之間四字前退出」としており、⁽⁵⁴⁾ ほとんどの投票者は議定、参与投票箱の「開札」には立ち会わず、帰宅したようである。

一四日は、六官正副知事、内廷職知事の公選が行われた⁽⁵⁵⁾。前日に選挙の様子を詳細に記した伊達が欠席し、その他の出席者の史料は「昨記之通」とあるのみで、一四日の選挙の様子は詳らかにできないが、「大広間下段」に「六官之入札箱」が設置され、「三等官以上順序二見込之入札いたし候事」とされるので、恐らく各官の正副知事を名札に連記してそれぞれに投票していったのだろう。その後「輔相大広間江出席弁事開札」として、投票者たちが退場してから輔相のもとで弁事が開票した。正親町三条も「如昨日輔相檢知開札」としている⁽⁵⁶⁾。当日中に免官・任官予定者にその旨が内々に伝達され、翌一五日に正式に発表がなされた⁽⁵⁷⁾。なお、後述の投票結果（表2、3）を見る限り、一二日の当選者は一四日の選挙ではほぼ得票がないので、一四日に参集した三等官以上に對して、投票前に一二日の当選者が発表されていたのだろう。

当日の投票者については、従来ほとんど検討がなされてこなかった。三等官以上でこのときに東京にあった者だけに認められたようで、投票結果（表2）から投票者が五六名程度であったことは明らかにするが、三等官以上の全官員の氏名を確定することも、その中の東京勤務者を厳密に特定することも難しい。ここでは関係史料から明らかな三等官以上の氏名を表1にまとめ、出身地と共に、東京にいたか、可能性が高いかの情報を記載し、公選投票者について簡単に検討していく。

表1からは投票参加の可能性がある三等官以上の合計が五九名となり、やや上記の五六名を上回るが、あくまで厳密なものではなく傾向を見るためのものである。公家が一九名と最大勢力で、諸侯も一名であり、各藩では、薩摩が六名、長州が二名、土佐が四名、肥前が五名（肥前藩諸侯も含めると七名）であったと推定される。いわゆる藩閥を足せば一七名（同じく一九名）となり、全体の三分の一ほどであるが、皇族・公家・諸侯の合計は三一名であり、過半を占める存在であった。選挙結果にはこの勢力の動向が大きく影響した可能性が高いが、彼ら一枚岩ではなさそうで、選挙結果を予想し難いものにしていったのかもしれない。

表 1 官吏公選参加者リスト (推定含む)

官職	氏名	出身	参加	官職	氏名	出身	参加	
議定	三条実美	公家	◎	制度寮副総裁 (2 等官)	大原重実	公家	△	
	岩倉具規	公家	○		制度寮撰修 (3 等官)	森有礼	薩摩	○
	鷹司輔熙	公家	×	上局副議長	松浦詮	諸侯	△	
	中山忠能	公家	○	待詔局主事 (3 等官)	渡辺昇	大村	○	
	正親町三条実愛	公家	◎	内弁事	久世通熙	公家	△	
	徳大寺実則	公家	○		千種有文	公家	○	
	中御門経之	公家	×		東園基愛	公家	▲	
	徳川慶勝	諸侯	×		坊城俊政		弁事参照	
	松平慶永	諸侯	◎		山本実政	公家	×	
	峰須賀茂韶	諸侯	○		戸田忠至	諸侯	○	
	山内豊信	諸侯	棄権	滋野井実在	公家	▲		
	鍋島直正	諸侯	○	学校副知事	秋月種樹	諸侯	○	
	伊達宗城	諸侯	◎	神祇官知事	近衛忠房	公家	×	
	池田慶徳	諸侯	○		神祇官副知事	亀井茲監	諸侯	○
東久世通禧	公家	◎	神祇官判事		植松雅言	公家	▲	
浅野長勲	諸侯	×		愛宕通旭	公家	△		
大原重徳	公家	○		福羽美静	津和野	○		
参与	阿野公誠	公家	○	民部官知事	蜂須賀茂韶		議定参照	
	鍋島直大	諸侯	△	民部官副知事	広沢真臣		参与参照	
	小松清廉	薩摩	×	会計官知事	万里小路博房	公家	×	
	三岡公正	越前	×	会計官副知事	大隈重信	肥前	参与	
	後藤元輝	土佐	○	会計官判事	江藤新平	肥前	×	
	木戸孝允	长州	×		島義勇	肥前	○	
	大久保利通	薩摩	◎	軍務官知事	嘉彰親王	皇族	△	
	広沢真臣	长州	◎		軍務官副知事	大村永敏	长州	棄権
	副島種臣	肥前	○		軍務官判事	中根貞和	越後高田	▲
	岩下方平	薩摩	×		吉井徳春	薩摩	▲	
	大木喬任	肥前	◎		桜井直義	山口	△	
	大隈重信	肥前	○		香川敬三	水戸	△	
	細川護久	諸侯	×		河田景与	因幡	×	
	澤宣嘉	公家	×	三等陸軍将	四条隆訶	公家	▲	
	神山君風	土佐	欠席		坊城俊章	公家	△	
	板垣正形	土佐	○		五条為栄	公家	△	
					久我通久	公家	▲	
			烏丸光徳		公家	▲		
弁事	坊城俊政	公家	◎		鷲尾隆聚	公家	▲	
	大原重朝	公家	△		正親町公董	公家	△	
	五辻安仲	公家	○	外国官知事	伊達宗城		議定参照	
	門脇重綾	因幡	○		外国官副知事	小松清廉		参与参照
	田中輔	尾張	○		寺島宗則	薩摩	○	
	土方久元	土佐	○	外国官判事	町田久成	薩摩	○	
	山中献	三河	△			野村盛秀	薩摩	▲
	成瀬正肥	大山	×			井関盛良	宇和島	△
	西本正道	安芸	▲			山口尚芳	肥前	○
	平松時厚	公家	△			中井弘	薩摩	○
矢野半平	尾張	△		鮫島誠哉	薩摩	○		
			刑法官知事	池田章政	諸侯	○		
			刑法官副知事	神山郡廉		参与参照		
			刑法官判事	佐々木高行	土佐	◎		
				海江田信義	薩摩	×		
			東京府判事	北島秀朝	水戸	△		
					青山貞	越前	△	

※国立公文書館所蔵「官録」、 「東京職務進退録」などに基づいて官職・氏名をリストにした。
 ※参加欄は、本稿の註に記載した諸史料のほか、星原大輔編『江藤新平関係書翰』（佐賀県立佐賀城本丸歴史館、2022年）なども参考にして、公選参加が明らかな場合は◎、東京にいて参加した可能性が高い場合は○、東京にいた可能性が高い場合は△、東京にいなかった可能性が高い場合は▲、東京不在の場合は×で示した。

官吏公選の結果は、具体的な人事として「太政官日誌」などで公表されたが、獲得票数は公表されなかったようである。輔相に三条、議定に岩倉、徳大寺、鍋島、参与に大久保、木戸、副島、後藤、板垣が再任され、東久世が議定から参与に任じられて、いずれも専任となった。神祇官知事に中山、副知事に福羽美静、民部官知事に松平、副知事に広沢、外国官知事に伊達、副知事に寺島宗則、会計官知事に万里小路博房、副知事に大隈重信、刑法官知事に正親町三条、副知事に佐々木、軍務官知事に仁和寺宮嘉彰親王、同副知事に大村、内廷知事に中御門が任命された。いずれも専任となり、もともと専任で留任の場合は改めて人事は発表されていない。⁽⁶⁰⁾公選方法などを公表した後に人事が発表された以上、彼らが公選で選ばれた、と一般には理解されたであろう。

三 投票結果の分析

(一) 投票結果に関わる史料

投票結果については、松尾正人氏が『維新史』、田中惣五郎『近代日本官僚史』を使用して、⁽⁶¹⁾実際の任官者と票数をまとめているが、あくまで当選者のみであり、少ない票数で当選している理由も明らかではない。しかし、三職の投票結果全体を記録した史料は存在している。宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「輔相議定参与入札数留（明治2年）」（C8・56／鷹司本）である。輔相から参与までの全得票数が一紙に列挙されており、京都政府の一部幹部に結果を伝えるために作成されたものかもしれない。ここで挙げられている得票数一覧は表2の通りである。公選時に日誌司判事であった塩谷良翰の「回顧録」に、⁽⁶³⁾当時の彼の記録に基づき一部当選者の票数が紹介されているが、それらの数字とも一致している。

さらに「輔相議定参与入札数留」の信憑性を確認すれば、まず三条の得票数四九が、正親町三条の日記におけ

表 2 輔相議定参与投票結果

対象官職	氏名	出身	票数
輔相	三条右大臣	公家	49
	岩倉大納言	公家	6
	有栖川帥宮	皇族	1
	合計		56
議定	岩倉大納言	公家	48
	鍋島中納言	諸侯	39
	徳大寺大納言	公家	36
	東久世中將	公家	26
	松平中納言	諸侯	10
	正親町三条前大納言	公家	7
	三条右大臣	公家	6
	中山儀同	公家	5
	蜂須賀中納言	諸侯	5
	伊達中納言	諸侯	5
	山内中納言	諸侯	4
	島津宰相中將	諸侯	4
	徳川大納言	諸侯	2
	大原中納言	公家	1
	阿野中納言	公家	1
	細川中將	諸侯	1
	澤右衛門佐	公家	1
	徳川慶喜	諸侯	1
	合計		202

※宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「輔相議定参与入札数留（明治 2 年）」
 ※氏名欄の表記は史料のままである。

対象官職	氏名	出身	票数
参与	大久保一藏	薩摩	49
	木戸準一郎	長州	42
	副島二郎	肥前	31
	後藤象二郎	土佐	23
	板垣退助	土佐	21
	広沢兵助	長州	17
	西郷吉之助	薩摩	17
	小松玄蕃頭	薩摩	14
	大隈四位	肥前	10
	澤右衛門佐	公家	6
	大木民平	肥前	5
	渡辺昇	大村	4
	岩下左二	薩摩	3
	神山四位	土佐	3
	前原彦太郎	長州	3
	田中五位	尾張	2
	大村益二郎	長州	2
	阿野中納言	公家	2
	鍋島少将	諸侯	2
	佐々木三四郎	土佐	1
	池田少将	諸侯	1
	脇坂淡路守	諸侯	1
	門脇五位	因幡	1
	土方大一郎	土佐	1
	河田左久馬	因幡	1
	松平大和守	諸侯	1
	福岡藤次	土佐	1
	大原中納言	公家	1
	東久世中將	公家	1
	高崎兵部	薩摩	1
	戸田大和守	諸侯	1
	坊城石大弁宰相	公家	1
	毛利宰相中將	諸侯	1
	高田源兵衛	肥後	1
	亀井中將	諸侯	1
	渋谷驪太郎	彦根	1
	勝安房	幕臣	1
	大久保一翁	幕臣	1
	黒田嘉右衛門	薩摩	1
	野村石仲	長州	1
合計		277	

る「右大臣撰挙四十九枚也」との一節と符合する。⁽⁶⁴⁾次に、この史料によれば議定は岩倉、徳大寺、鍋島、東久世が、参与は大久保、木戸、副島、後藤、板垣と西郷か広沢のいずれかが当選することになり、先述した実際の人事とは異なるが、五月一九日付鷹司宛松平慶永書翰に「輔相者は迄之通り議定者岩卿徳卿鍋島黃門東久参与大久保木戸添島後藤板垣西郷之処西郷者辞退ニ而東久被 仰付候」と見えるので、公選後に西郷が辞退して、東久世が希望して降格したという展開と一致している。⁽⁶⁶⁾従って、この史料はやはり実際の選挙結果を示すものと言えよう。選挙結果に関する考察は後で行う。

一方、上記に含まれない六官正副知事などの選挙結果を示す史料もある。『岩倉具視関係文書』一収録の「公撰入札姓名」⁽⁶⁷⁾であり、従来詳細に分析されることはなかったので、全票数を表3にまとめた。この史料以外にこれらの票数に直接言及した史料は管見の限り見出せない。三職選挙のような史料の検討はできないが、先述の通り、中御門は内廷知事に「落札」したと記しており、⁽⁶⁹⁾確かに内廷知事の得票数上位三位にも入らず、落選している。もう一つ注目すべきは、前日に選ばれた三職の人名は入っておらず、例外的に会計知事で票が入った岩倉についても「議定ヨリ兼勤不叶ハ鍋島少将」と記載されている点である。投票者は投票前に岩倉の議定選出という結果を知っており、投票の前に三職の結果が発表されたと推定されるのであるが、このような票は「元ノマ、可然」との票と並んで、この史料が開票時のありのままの結果を転載したものであることを窺わせる。何より、先述の通り参与を辞退した西郷もまた各官副知事で一票も入っていない。西郷が参与に選出されたとの発表があつて六官正副知事の選挙が実施され、しかもその後西郷は参与を辞退したことになるが、このような展開にもこの史料は整合的である。

また、池田慶徳は選挙直後の五月一日に「右入札中諸侯当主之方留入札多きも有之候へとも当主に於てハ不残一統被免候事ニ相成」としつつ、その理由を「版籍奉還ニ相成居是も不日いつれも御決議ニ相成候義にて乃至

表 3 各官知事副知事投票結果

官職	氏名	票數	官職	氏名	票數	官職	氏名	票數
民政官知事	蜂須賀中納言 (侯)	25	神祇副知事	中山藤回 (公)	11	會計副知事	万里小路中納言 (公)	14
	松平中納言 (侯)	8		近衛新前左大臣 (公)	8		中御門大納言 (公)	7
	正三大納言 (公)	4		鷹司前右府 (公)	6		松平中納言 (侯)	5
	池田中納言 (侯)	4		大原中納言 (公)	4		伊達中納言 (侯)	3
	徳川前大納言 (侯)	2		正三前大納言 (公)	3		池田中納言 (侯)	3
	中御門大納言 (侯)	1		松平中納言 (侯)	3		正三前大納言 (公)	3
	大原中納言 (公)	1		池田中納言 (侯)	1		阿州中納言 (侯)	2
	秋月右京亮 (侯)	1		池田侍從 (侯)	1		五辻彈正少弼 (公)	1
	合計	46		合計	35		澤右衛門佐 (公)	1
	民部副知事	広沢兵助 (長)		39	津和野中將 (侯)		19	元ノマ、可然
	神山四位 (土)	2	福羽五位 (津和野)	19	岩倉大納言議定ヨリ兼助 不叶ハ鍋島少將	1		
	阿野中納言 (公)	1	久我大納言 (公)	1	合計	39		
	鳥五位 (肥)	1	山内中納言 (侯)	1	大隈四位 (肥)	36		
	岩下佐二 (薩)	1	阿野中納言 (公)	1	小松玄蕃頭 (薩)	3		
	土方五位 (土)	1	大原中納言 (公)	1	広沢兵助 (長)	1		
	中島五位 (阿波)	1	權松少將 (公)	1	三岡八郎 (越前)	1		
	鍋島少將 (侯)	1	松浦肥前守 (侯)	1	大木長平 (肥)	1		
	小松玄蕃頭 (薩)	1	福岡藤次 (土)	1	福羽五位 (津和野)	1		
	渡辺昇 (大村)	1	神山四位 (土)	1	小原二平 (大垣)	1		
	合計	49	飯田七郎 (因幡)	1	松井固防守 (侯)	1		
軍務官知事	久我大納言 (公)	12	刑法知事	合計	47	外国知事	澤柳 (公)	47
	兵部卿宮 (皇)	17		池田少將 (侯)	7		合計	12
	蜂須賀中納言 (侯)	3		正三前大納言 (公)	4		春嶽卿 (侯)	4
	有栖川御宮 (皇)	1		蜂須賀中納言 (侯)	3		醍醐卿 (侯)	1
	山内中納言 (侯)	1		松平中納言 (侯)	2		鳥津少將 (侯)	1
	松平中納言 (侯)	1		阿野中納言 (公)	2		阿野卿 (公)	2
	島津中將 (侯)	1		大原中納言 (侯)	1		伊達侯 (侯)	1
	鍋島少將 (侯)	1		池田中納言 (侯)	1		合計	23
	鳥丸宰相 (公)	1		松浦肥前守 (侯)	1			
	合計	38		長谷宰相 (公)	1			
		鍋島少將 (侯)	1					
		合計	43					

軍務副知事	大村益次郎 (長)	43
	伊地知正二 (薩)	2
	岩下佐二 (薩)	1
	本ノマ、可置	1
	合計	47

※「岩倉具視関係文書」第2巻495～506頁をもとに作成した。

※氏名欄の表記は史料のままとし、()で出身を追記した。皇は皇族、公は公家、侯は諸侯、薩は薩摩、長は長州、土は土佐、肥は肥前を指す。

※神祇官知事の「鷹司前右府」は史料では重複していたが一つにした。

※史料にあった神祇官副知事の「河野中納言」は「阿野中納言」に修正した。

※内定職知事の隠關卿以下は、史料では「同」となっているが、1票に改めた(注73を参照)。

刑法副知事	佐々木三四郎 (土)	11
	岩下佐次 (薩)	8
	渡辺昇 (大村)	3
	中島直人 (阿波)	3
	神山五位 (土)	2
	阿野中納言 (公)	1
	松平中納言 (侯)	1
	元田五位 (肥後)	1
	池田少将 (侯)	1
	松浦肥前守 (侯)	1
	大原少将 (公)	1
	松平大和守 (侯)	1
	大木民平 (肥)	1
	門脇五位 (因幡)	1
	小幡五郎右衛門 (土)	1
	福岡藤次 (土)	1
	間島万次郎 (尾張)	1
	伊達中納言 (侯)	1
	渋谷驒太郎 (彦根)	1
	合計	41

外国副知事	大隈四位 (肥)	7
	小松玄蕃頭 (薩)	12
	寺島陶蔵 (薩)	16
	澤柳 (公)	2
	森五位 (薩)	2
	中井弘三 (薩)	1
	正親町少将 (公)	1
	戸田大和守 (侯)	1
	元ノ儘可然	1
	合計	43
内廷職主事	正三条卿 (公)	17
	阿野卿 (公)	4
	中山卿 (公)	7
	大原中納言 (公)	6
	坊城卿 (公)	3
	醍醐卿 (公)	1
	越前卿 (侯)	1
	中御門卿 (公)	1
	万里小路中納言 (公)	1
	大原少将 (公)	1
	戸田大和守 (侯)	1
	合計	43

知藩事と申か又ハ改めて被封かに可相成……職ニ有てハ両全ハ不被得」と述べている。⁽⁷⁰⁾ 三職では各藩当主に多くの票が入っていない以上、各官知事で多く得票した「当主」がいたことになるが、この史料では、蜂須賀茂韶と池田章政が民部官、刑法官知事で多数の票を獲得して一位になっている。さらに、池田章政も六月一日付池田茂政宛書簡で「今般当職首尾能被免……当主之者ハ不残職務被免候事ニ御座候右者版籍返上之義ニ付改而其土地之知事被 仰出候御模様ニ御座候」と述べ、⁽⁷¹⁾ 版籍奉還で知藩事に就く必要があるために、当主は全員政府の官職を免官になったと伝えるが、公選で得票できなかったのが免じられたとは書いていない。この史料で示される選挙結果はこれらの実態とも符合し、この史料も実際の選挙結果を示すものと見てよいだろう。

(二) 選挙結果の分析

次に、以上の史料を用いて三職選挙から結果を分析する。まず、総投票数は、輔相が五六、議定、参与は二〇二、二七七であり、輔相選挙で史料に掲載されていない白票がないとすれば、一二三日の総投票人数は五六人であったことになる。四名に投票する議定選挙は、総票数を四で割ると五〇・五人となり、六名に投票の参与選挙は同様に計算すれば四六・一人となるが、一回で三職全ての投票を行ったので、途中退室は考え難く、定員分の全ては書かずに投票した者がいたのだろう。より多くを投票する参与選挙でその傾向が強く出ている。

輔相は現職の三条が当選し、次点の岩倉も輔相経験があり、一票ながら有栖川宮熾仁親王は総裁経験者である。これまでの経験が考慮され、かつ現職有利の傾向は、以下で見えるように公選全体で見られる。岩倉への六票は三条への批判票に見えるが、輔相・議定選挙の三条への投票数の合計は五五票であり、輔相・議定両方に三条を投じることはないとするれば、三条に全く投票しなかったのは一名となる。これは三条本人だった可能性もあり、投票者のほぼ全員が三条の中継継続に異論がなかったのである。岩倉も輔相・議定票を合わせれば五四票であり、

三条と同様である。政府幹部の多くが、三条と岩倉が中心となって指導することに一定以上の理解を示していたことになる。

議定選挙も、票を投じられたのはほぼ議定（参与）経験者の公家・諸侯である。一票ながら唯一の例外が徳川慶喜であり、新政府への批判票かもしれない。また、行政官機務取扱経験者の岩倉、鍋島、東久世の票数が多く、この経歴が大きな意味を持った可能性が高いが、五月四日にこれに任じられた松平は次点ながら四位に入らず、逆にこれに任じられていない徳大寺が三位となったので、日頃の交友関係など異なった要因も働いたのだろう。加えて、当選者四名はこの時全員東京にいたので、京都に残った勢力に不利な選挙であったが、見方を変えれば政治力の弱い幹部が京都に残された結果であったとも言えるかもしれない。また、山内、島津宰相中将の四票は、票数からして彼らの藩出身者が投じた可能性が高いのに対して、松平、蜂須賀、伊達は、自藩出身者の投票参加が少ない中でこの一定数の得票であり、その実力が広く評価されていたのだろう。だからこそ、彼らは六官知事選挙でも多くの票を集めた。

参与選挙も経験者が上位一〇位を占め、特に現職が強く、上位五名のうち木戸以外は行政官機務取扱の参与であり、議定と同じ傾向である。鍋島、池田両少将など諸侯クラスにも少数入った。幕閣経験者の松平大和守、譜代大名の脇坂淡路守、旧幕臣の勝安房、大久保一翁にも一票ずつ投じられ、或いは議定で徳川慶喜に投じた者によるものかもしれない。

全体として薩長土肥出身者が多く、二桁の得票者は四藩出身者で占められ、得票者数では薩摩・長州・土佐藩出身者が各六名であり（諸侯も含む）、全員を同一藩出身者に投票することもできた。総得票数（諸侯を含む）も薩摩が八五票と最も多く、長州が六六票で続き、土佐が五〇票、肥前が四八票である。公家勢力は一票、その他が一七票であり、格段の差である。これは投票者の出身分布に規定される部分もあるが、大久保が全投票者

五六名のうちで四九票を、木戸が四二票を獲得するなど、藩を超えて幅広い支持があり、それが両藩の総票数を伸ばした部分も大きい。二桁票獲得者九名のうち、公選時に東京にいなかったのは木戸と小松の二名であり、在東京者が有利である点も議定と同様である。長州藩の投票者が僅かで、かつ自身も東京不在の中で木戸が四二票を獲得したのは特筆すべきであろう。

加えて注目すべきは、広沢と西郷が共に一七票で六位に並んだことである。同点の場合の措置は予め定められておらず、三条、岩倉らは、民部官の政策に通じる広沢には続けて同官を担当させようとして、西郷に決定したのだから。広沢の日記を見る限り特に何の説明もなかったようであり、⁽⁷²⁾広沢は参与の六番目に入ったことを知らなかった可能性もあろう。天皇の名の下にこのような最終判断を行うことは、大久保の建白書でも想定され、その範囲内での対応ではあった。なお、先述の通り、西郷の参与辞退に伴い東久世が議定から参与にスライドした。西郷辞退前に民部官副知事に当選していた広沢の繰上げは難しいにしても、続く小松は繰り上げ可能だったので、東久世の人事はこれを消し去ったことになる。もっとも、東久世が抜けた議定一枠分も繰り上げ補充されておらず、各官正副知事選挙時に三職当選者を発表した以上、票数の議論につながりかねない新規補充は避けたかったのだろう。

続けて各官正副知事選挙の結果を検討する。まず、それぞれの投票総数が異なり、最多が民部官副知事の投票数で四九票である⁽⁷³⁾ので、三職選挙から人数が減ったようである。全一三の官職に対する選挙であり、各官、各知事、各副知事のいずれでも票数が揃わないが、一官職毎に約五〇名が投票箱と席を往復したとは考えられず、全てを一巡で済ませた可能性が高く、途中入退室よりは部分的な白票による増減と見た方がよいだろう。

知事選挙については、各官最多得票者は神祇官知事を除き現職者で、会計官知事を除き在東京であった可能性が高く、三職同様の傾向である。先述の通り、民部官で蜂須賀が二五票、刑法官で池田が二四票で最多得票であ

るが、両名とも版籍奉還で知藩事になることが予定されて外され、次点で八票の松平と七票の正親町三条が知事に就いた。両者の両部門での得票は少数ながら、松平は全官の知事選挙で票が入り、合計で二三票を獲得し、正親町三条も内廷職でトップの一七票を取り、五部門で票が入って合計数も三三票と最多であった。様々な部門に通じた政治家として評価されていた。また、合計数では蜂須賀の三二票、池田章政の二五票がこれに続き、諸侯への投票の多さも目立った。一方、薩長土肥藩主クラスは多くとも三票であったから、知事選挙は藩閥よりも、能力や経験などが考慮され投票されていたと言えよう。

副知事選挙については、辞表提出中の刑法官神山が伸び悩んだ刑法官を除き、現職者が最多得票者となり、刑法官で最多得票の佐々木も含め、いずれも公選時に東京におり、三職、知事と同傾向である。なお、神祇官は現職の亀井と判事福羽が同数で最多得票となったが、ここでも三条、岩倉らは、藩主であることを理由に亀井を外したのである。また、各官で二けた得票者は限られ、そのいずれも現職者か同部門の判事在任者であり、政策能力や経験が重視されたことが窺える。特に民部、軍務、会計官は約八〇九割の得票率で当選しており、多くの政府幹部はこの三分野に通じた人材について共通認識を持っていたことになる。一方で、刑法官副知事では票が割れ、当選者の佐々木は「投票多数ヲ以、刑法官副知事被任」と記すが、⁷⁴三割に満たない得票率であった。副知事だった神山、判事経験のある中島直人、間島万次郎などにも票が入ったが、必ずしも同官に関係のない人物にも一定の票が入り、この部門に通じた専門人材について政府内で共通認識がなかったとも言えよう。或いは司法部門にはまだそこまでの専門性が形成されていなかったのかもしれない。

副知事得票の合計数では、最多が大村と大隈の四四票、広沢の四〇票、福羽の二〇票、亀井の一九票、小松の一五票が続く。上位五名は一つの官での得票数が多いのに対して、小松は広く行政手腕が評価され、副知事を務めた外国官に加え会計、民部官でも得票し、合計数では当選者の佐々木を上回る。この選挙は小松のような人材

には厳しかったのだろう。また、藩閥に注目すれば、副知事票総数二七四票のうち、薩長土肥藩士への投票が一九九票(約七三%)であり藩閥色は濃厚に見えるが、そのうち当選した人物の票が一四八票を占めている(総数の約五四%、藩閥票の七四%)。先述の公選参加者中の藩閥出身者の割合を考慮すれば、各当選者が藩閥以外からも支持を得た結果でもあった。実力や能力が評価された部分も少なからずあり、当選者六名中五名が薩長土肥出身者であったとしても、藩閥の影響を過大視してはならないだろう。各官でも、刑法、外国官に長州出身者が、会計、外国、軍務官には土佐藩出身者が全く入っていない。一方、外国官では薩摩藩出身者の得票が合計三二票を占めたが、同藩得票者が四名に分散し、一位と二位を同藩内で争う展開であり、藩として候補者を絞って選挙対策をしているわけでもなかった。何より、四名中三名が洋行経験を有しており、確かに能力が考慮されていた。

(三) その後の影響

それでは、投票結果はいかに公開されたのであろうか。輔相選挙は天皇の前で開票し、投票した政府幹部も着座して見ており、その場で何らかの発表はなされた可能性もあるが、正親町三条と伊達の日記で数字が異なっていたことを踏まえれば、⁽⁷⁵⁾票数は明確な形では発表されなかったのだろう。さらに、当選者や投票者が議定・参与選挙の票数に言及した史料は、管見の限り、自身の「議定入札」を「廿三枚」と記した東久世の日記のみである。⁽⁷⁶⁾しかも、実際の二六票とは食違いがあり、岩倉などから伝聞で情報を得ただけで、議定、参与の票数は公式には発表されなかったのではないか。六官正副知事選挙も政府幹部が票数に言及した史料は全く確認し得ない。三条や岩倉らが同票の二名から西郷を参与に選び、民部、刑部官で得票最多の蜂須賀と池田を当選者から外すなどを決定したので、票数まで公開するのは不都合であり、政治的に票数の非公開を選択したのではないか。

続いて、公選を経て、政府はどのように変化したのだろうか。第一に、中央政府から能力ある現役藩主の諸侯が追い払われ、政府中枢の議定から多くの公家・諸侯が離れた。議定から民部官知事に転じた松平春嶽は「誠二小生杯枢機ヲ離れ難有事ニ奉存候」と記し、各官知事を「枢機」と見なしておらず、諸侯クラスに打撃を与えたことは間違いない。大久保が問題視した大原も議定から外されたのであった。もつとも、「枢機」でなくとも六官知事クラスに多くの公家・諸侯が残り、三条、岩倉らは「隠居亦者部屋住等ニ而御人選」するとして「諸侯之内ニ心当り等ハ無之哉」と「相談」に及んでさ⁷⁸えた。公選を画策した岩倉にとっては、公家・諸侯勢力の削減は過度に追求する目的でもなかったのだろう。

第二に、議定・参与にも六官正副知事にも人材を送れなかった徳島、熊本、鳥取、広島藩などは政府内での力を落とし、いわゆる藩閥勢力の立場を押し上げるようになった。勿論選挙結果が関係しており、有権者最大勢力は公家であったから、狙った結果なのかはわからないが、三条岩倉らの判断で行われた政府中枢官職からの藩主外しは意図的でもあった。もつとも、後の時代の感覚で藩閥が優位だったと評価をしたとしても、当時は薩摩藩と土佐藩の関係も良好でなく、⁷⁹また、薩摩藩士の吉井友実も五月一四日付大久保宛書簡で「入札一条被相行議論紛々之由小生ニも近所当りニ而多々承り候」と記すなど、⁸⁰薩摩藩士間でも入札をめぐる議論が紛糾していた。藩閥の勢力拡張は一致した目標でもなく、結果論と言えよう。

第三に、公選前に暴走した土佐勢力は一掃を免れた。岩倉に近いと思しき宇田淵は同一二三日付岩倉宛書簡で、「職務進退前度之御模様ニては実ニ愕然落胆仕居候処其後公撰之趣拜承大ニ安堵仕候乍去後印其数中ニ入候杯ハ天意如何と存候」と言及し、⁸¹「後印」すなわち後藤が当選したことに不満を漏らしている。宇田がこのように岩倉に報せた以上、岩倉もまた後藤の排斥を期待していたのだろう。諸侯の排除では、自らの決断で一部の最多得票者を当選としなかったが、後藤らについては彼らを外す表向きの理由もなく、当選を認めざるを得なかった。

この点で、選挙結果は岩倉らにとって誤算を伴うものでもあったろう。

最後にこの公選がその後の政治的展開に何らかの影響を及ぼしたのかを検討しておく。結論から言えば、公選結果に関わる情報が当選者名以外ほとんど公表されていなかったため、その後への影響は極めて限定的だったのではない。最も象徴的なのは、公選後すぐに設立された弾正台幹部を公選しなかったことである。六月二六日の九条道孝の弾正尹就任時も、選挙は行われていない。「岩倉文書」には弾正台幹部の選挙規定案が残されており、⁽⁸²⁾議論されたのだろうが、顧みられることはなかった。七月に職員令体制へ変革されるときも、新たな人事で選挙結果は考慮されていない。特に参議は、参与選挙で三票を獲得したに過ぎない前原一誠が選ばれ、副島を除く当選者五名が一旦外されている。議定選挙で一票も獲得していない中御門も一月二〇日に議定の後継官職の大納言に任じられている。実際のところ、公選後に選挙結果に言及した書簡もほとんど確認できず、忘れ去られたのだろう。一回限りで済ませたい政府中枢にも好都合であった。

一方で、同時期に実現に向けて動いていた版籍奉還には直接的な影響も与えた。先述の通り、版籍奉還後に知藩事になることを理由に公選で当選した藩主を選外したが、ここで知藩事に藩主が就くことが既定路線になったとも言えよう。坂野潤治氏によれば、知藩事への藩主の世襲就任に反対した木戸は、もともとは藩主を知藩事(83)にすること自体を疑問視する立場であったが、岩倉が藩主の就任を強引にまとめたとされる。公選時に藩主を選外にした岩倉と公選時に東京にいなかった木戸では、公選時の状況理解は異なり、それがこのような懸隔を生んだ部分もあろう。結局岩倉は約束した手前、何としても藩主を知藩事せねばならず、上記の行動に及んだとすれば、公選をめぐる動向に版籍奉還が規定されたことになろう。

むすび

以上、官吏公選について、決定までの過程や実施当日の様子を明らかにして、結果を分析し、その後の影響について考察を加えてきた。

公選を主導した岩倉と大久保にとって、表向き公選の目的は、大久保建白書の通り、沈滞して有効な議論ができない政府中枢を活性化させるきっかけとすることであり、議定などの人数削減もここに含まれただろうが、主眼は後藤ら土佐勢力が権力奪取をした東京政府の異常な状況を是正することにあつたのだろう。いずれも制度の大幅変革とそれに伴う大胆な人事実行すれば解決しそうではあるが、制度変更は山内率いる担当部局が案をまとめており、急激な人事変更は土佐勢力の行ったことと大差ない。公選は「公明正大」を要する状況下での窮余の一策であつたろう。

実際の結果は岩倉や大久保にとって誤算の多いものとなつた。同票数の二人を三条や岩倉らの判断で一人に絞り、当選した藩主を知藩事に就くとして外し、部分的ながらここで版籍奉還の方向性も規定してしまい、後藤や板垣はしぶとく参与に残つたのである。このような展開は一連の過程で票数を公開しなかつたことと無関係ではなかつたろう。公選の狙いについて岩倉と大久保で重点の置き方が違つたとしても、共に苦い記憶となり、以後これを顧みることもなく、一回限りの方針は固く守られることになつた。

とはいえ、一回限りの公選は議定から公家・諸侯の多くを締め出し、これまで新政府の一角を占め続けてきた一部の藩を事実上退場させ、いわゆる藩閥が力を増していく大きな契機となつたのであり、結果的に激しい反発なくこのような合意形成を成し得た、との評価も成り立とう。一方で、投票結果は在東京の現職が有利であつたが、各官の専門人材、政治家として力量ある人物に関わる共通認識が藩を超えて政府幹部に存在していたこと

をも浮き彫りにし、当該期の新政府のあり様を部分的ながら明らかにできた。選挙対策が行われたかは不明であるが、これほどまとまった票数は短期間での対策では準備できなかったであろう。

もつとも、公選に言及した書簡も日記も公文書も極めて限られており、その理由は明らかでない。そのような史料状況であるから、本論文は現段階で明らかにできる実態とそこからの推論をしたに過ぎない。各藩側の史料から公選の実相が見える部分もある。史料のさらなる収集により、公選の全貌と共に、公選がその後及びした潜在的な影響などをより深く解明していくことが求められよう。

(1) 坂野潤治「維新政権の成立」(井上光貞ほか編『日本歴史大系〔普及版〕13 明治国家の成立』山川出版社、一九九六年)。

(2) 松尾正人『維新政権』(吉川弘文館、一九九五年)。

(3) 奥田晴樹『維新と開化』(吉川弘文館、二〇〇六年)。この点は松尾氏も少し言及しており(註(2))、力点の置き方の違いと見る方がよいだろう。

(4) 尾佐竹猛氏の研究(『維新前後に於ける立憲思想 後編・増補』第十一章第三節「大官選挙」邦光堂、一九二九年)から、経緯や結果の検討はほとんど進んでいないようである。

(5) 以上の引用については『法令全書 明治元年』(内閣官報局、一八八七年)、一三八―一四一頁。

(6) 本稿における人事は、国立公文書館所蔵「職務進退録」一―三、「東京職務進退録」第一―第三、「官員録」、金井之恭編『明治史料顕要職務補任録』上(成章堂、一九〇二年)、修史局編『百官履歴』上・下(日本史籍協会、一九二七、一九二八年)など、参照。

(7) 前掲『法令全書 明治元年』、二九九頁。

(8) 山崎有恒「公議所・集議院の設立と「公議」思想」(明治維新史学会編『講座明治維新第三卷 維新政権の創設』

- 有志舎、二〇一一年。
- (9) 大塚武松編『嵯峨実愛日記』三(日本史籍協会、一九三一年)、四八―五三頁。
- (10) 「議政官ヲ復ス」(国立公文書館所蔵「太政類典」第一編・慶応三年―明治四年・第十五卷・官制・文官職制一―四七)。なお、『法令全書 明治二年』は、議政官復活を一二日付で記載するが、本論で言及する諸史料の記述を踏まえれば「太政類典」が正確であらう。
- (11) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』四、東京大学出版会、一九七三年、四八頁。
- (12) 佐々木は、四月一日の夜、「後藤宅へ板垣退助ト相会シ、政府上ノ義ニ付種々相談」をしていた(前掲『保古飛呂比』四、四八頁)。
- (13) 大塚武松編『広沢真臣日記』(日本史籍協会、一九三一年)、一九六頁。
- (14) 前掲『嵯峨実愛日記』三、五三頁。
- (15) 早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書』上(早稲田大学社会科学研究所、一九六四年)、二六〇頁。
- (16) 宮内庁書陵部図書寮文庫「政情内報鷹司輔熙宛松平慶永池田慶徳書翰」(鷹—692)。
- (17) 四月二七日付中御門宛松平春嶽書簡(前掲『中御門家文書』上、二六一頁)。
- (18) 近藤俊文・水野浩一編『伊達宗城公御日記』「備忘」明治二年己巳暮春より』(創泉堂出版、二〇二二年)、六〇―六二頁。以下『伊達日記』と略記する。
- (19) 神山は五月八日の日記で「今日ヨリ出仕モ可致筈之処辞表差出候其事実更ニ徹通不致事ト相見へ因州侯ハ謹慎被仰付候計ニテ免職不被仰付」と記し(東京大学史料編纂所所蔵「神山郡廉日記」維新史料引継本—E54—1—27)、池田慶徳の処分に不満で辞表を提出していた。なお、池田は、四月二八日に謹慎となり、五月七日に解除されていた。
- (20) 四月二七日付中御門宛松平春嶽書簡(前掲『中御門家文書』上、二六一頁)。
- (21) 日本史籍協会編『大久保利通文書』三(日本史籍協会、一九二八年)、一六二頁。
- (22) 日本史籍協会編『大久保利通日記』下(日本史籍協会、一九二七年)、三七頁。
- (23) 四月二八日付若倉宛大久保書簡(前掲『大久保利通文書』三、一六六頁)。
- (24) 前掲『大久保利通日記』下、三七頁。

- (25) 五月五日付吉井友実宛大久保書簡(前掲『大久保利通文書』三、一七九頁)。
- (26) 前掲『大久保利通日記』下、三八、三九頁。
- (27) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六六、六七頁。
- (28) 国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書(川崎本二)」一七一―二一(二四)。
- (29) 前掲『法令全書 明治二年』一七一―一七四頁。
- (30) 「東京著日誌」六月二日の条(前掲『中御門家文書』上、五八頁)。
- (31) 前掲『大久保利通日記』下、三九頁。
- (32) 前掲『大久保利通文書』三、一八一頁。
- (33) 大久保は五月五日の日記に「後藤板垣同道入来云々示談承ル愚存相答且一紙入一覽候処遣はし呉れとの事故遣置候」と記すが(前掲『大久保利通日記』下、三八頁)、公選のことか版籍奉還かは明確でない。もともと、公選での排斥対象に含まれていた可能性の高い彼らに公選情報を早めに伝える必要もなかったろう。
- (34) 前掲『広沢真臣日記』二〇五頁。
- (35) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六七頁。
- (36) 前掲『法令全書 明治二年』一七一、一七二頁。
- (37) 前掲『中御門家文書』上、二六五頁。
- (38) 職制の議論が急に出てくるのは、五月一〇日付大久保宛三条書簡で「明後十二日……第十字より右職制制度寮より窺出ニ付急速御決定ニ相成度ニ付議参之輩集會御評議之上存慮承知致度」としていたためであろう(立教大学文学部史学科日本史研究室編『大久保利通関係文書』四、吉川弘文館、一九七〇年、八六頁)。
- (39) 松尾正人『維新政権』(吉川弘文館、一九九五年)、一〇三―一〇五頁。
- (40) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六七頁。
- (41) 前掲「神山郡廉日記」。
- (42) 前掲『法令全書 明治二年』一七三、一七四頁。
- (43) 前掲「神山郡廉日記」五月一三日の条。

- (44) 前掲『保古飛呂比』、六二―六三頁。
- (45) 前掲『伊達日記』八四頁。
- (46) 五月二〇日付中御門宛松平書簡(前掲『中御門家文書』上、二六五頁)。
- (47) 前掲『伊達日記』八四頁。
- (48) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六八頁。
- (49) 前掲『伊達日記』八四頁。
- (50) 前掲『広沢真臣日記』二〇六頁。
- (51) 前掲『伊達日記』八四頁。
- (52) 宮内公文書館所蔵「御用日記 明治二年」五月一三日の条。
- (53) 前掲『広沢真臣日記』二〇六頁。
- (54) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六八頁。
- (55) 同上。
- (56) 前掲『広沢真臣日記』二〇六頁。
- (57) 前掲『御用日記』五月一四日の条。
- (58) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六八頁。
- (59) 明治二年五月二〇日付中御門宛松平書簡には、「前日(二四日)筆者註 従輔相公夫々江御内意有之候事」とある(前掲『中御門家文書』上、二六五頁)。
- (60) 石井良助ほか編『太政官日誌』三(東京堂出版、一九八〇年)二六三―二六五頁。
- (61) 維新史料編纂事務局編『維新史』五(維新史料編纂事務局、一九四一年)四〇六、四〇七頁、田中惣五郎『近代日本官僚史』(東洋経済新報社、一九四一年)一一四―一二六頁。
- (62) 前掲『維新政権』一〇一頁。
- (63) 塩谷恒太郎編『回顧録』(塩谷恒太郎、一九一八年)、二一〇頁。『維新史』は、徳大寺分の情報が加わっているが、掲載された票数は表2に一致している。なお、尾佐竹氏はこの「回顧録」を参考に票数を挙げているが(前掲

『維新前後に於ける立憲思想 後編 増補』三五二頁、三五二頁)、なぜか鍋島と東久世の票数が二九票、二八票と誤記されている。『大久保利通文書 三』や『近代日本官僚史』は尾佐竹氏と同じ数字である。

(64) 前掲『嵯峨実愛日記』三、六八頁。もつとも、伊達宗城は「補相入札高」として、三条が「四十四枚」、岩倉は「十二枚」、「有栖川師宮 一枚」と記しており(前掲『伊達日記』八五頁)、数字に差がある。後述の通り、公式には発表されなかったのだろう。

(65) 宮内庁書陵部図書寮文庫「政情内報鷹司輔熙宛松平慶永池田慶徳書翰」(鷹司)。正親町三条も当初の当選者を同様に記す(前掲『嵯峨実愛日記』三、六八頁)。

(66) 前掲『伊達日記』八六頁。

(67) 大塚武松編『岩倉具視関係文書』二(日本史籍協会、一九二九年、四九五―五〇六頁。このもともなった史料は岩倉公旧蹟保存会对岳文庫所蔵『岩倉具視関係文書〔I〕』一七―二六―(二六)にあるが、神祇官知事欄の「鷹司前右府」が重複している点も含め(表三では重複分を除いた)、全く同じであり、もとの記録を写したものであろう。

(68) 尾佐竹氏は同史料から当選者のみ得票数を紹介し、『近代日本官僚史』も同じである。

(69) 『東京著日誌』六月二日の条(前掲『中御門家文書』上、五八頁)。

(70) 「因州侯池田慶徳演説筆記」(早稲田大学社会科学研究所編『中御門家文書』下巻、早稲田大学社会科学研究所、一九六五年、一二八頁)。

(71) 岡山大学附属図書館所蔵「池田家文庫」YSA-002。書簡の日付は五月一日となっているが、内容から六月一日と推定した。

(72) 前掲『広沢真臣日記』二〇六頁。

(73) 史料上は内廷職知事選挙の五五票が最多である。醍醐卿以下は全て「同」として、直前の坊城卿三票と同じとなっているが、他官と比較して「一票」がないのは不自然で、醍醐卿の「同」は「一票」の誤記であろう。その場合、合計四三票となる。

(74) 前掲『保古飛呂比』四、六三頁。

(75) 註(64)、参照。

- (76) 霞会館華族資料調査委員会編『東久世通禧日記』下(霞会館、一九九三年)、三頁。
- (77) 五月一九日付鷹司宛松平書簡(前掲「政情内報鷹司輔熙宛松平慶永池田慶徳書翰」鷹 692)。
- (78) 五月二四日付池田茂政宛池田章政書簡(前掲「池田家文庫」YSA-002)。
- (79) 家近良樹『醉鯨山内容堂の軌跡』(講談社現代新書、二〇二一年)、四六〇～四六八頁。
- (80) 立教大学日本史研究会編『大久保利通関係文書』五(吉川弘文館、一九七一年、三六八頁)。
- (81) 前掲「岩倉具視関係文書(川崎本二)」一七一九—(一七)。
- (82) 前掲「岩倉具視関係文書(川崎本二)」一七二—(二六)。
- (83) 前掲「維新政権の成立」二八頁。

〔付記〕 本稿提出後に、伊藤之雄『維新の政治と明治天皇』(名古屋大学出版会、二〇二三年)が刊行された。「官吏公選」についても取り上げられているが、本稿で論及することはできなかった。併せてご参照いただきたい。